

茜島シーサイドスクール事業実施要綱

平成18年1月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市小・中学校通学区域に関する規則第4条に基づき、児童生徒及び保護者が野島小・中学校への転入学を希望し、教育的効果が期待できる場合に、就学について一定の条件を付して、野島小・中学校への転入学を認める制度（以下「茜島シーサイドスクール事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象校及び所在地)

第2条 対象校の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 防府市立野島小学校 防府市大字野島158-1
- (2) 防府市立野島中学校 防府市大字野島158-1

(対象学年及び定員)

第3条 茜島シーサイドスクール事業による就学（以下「就学」という）は、原則として、小学校においては3年生以上を対象とし、中学校では全学年を対象とする。定員は小・中学校合わせて10名程度とする。

(就学の条件)

第4条 就学の条件は次のとおりとする。

- (1) 就学期間は、原則として、年度当初から1年の通年通学とする。ただし、就学の継続を希望する場合は、必要な手続きを行うこと。
- (2) 通学方法は渡船通学とする。（渡船通学に必要な事項は防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付要綱に定める。）
- (3) 就学する児童・生徒及び当該保護者は、防府市に住所を有し居住していること。
- (4) 保護者は、児童・生徒が従前の通学区域を越えて通学することから、登下校における安全の確保に対する配慮が特に必要であり、自宅から、三田尻港棧橋までの送迎は保護者の責任で行うこと。
- (5) 保護者は、学校の指導体制や地域の支援体制に協力すること。
- (6) 従前の通学区域に基づく学校以外の学校に通学するという特殊事情から、身体的精神的状況がこれに耐えられることが前提であること。

- (7) 就学は、原則として、年度当初からとする。ただし、特別な事情で、教育委員会が特に必要と認めた場合は、学校や地域に支障がない限り、年度の途中で就学することができる。

(就学の手続き)

第5条 就学の手続きは次のとおりとする。

(1) 「茜島シーサイドスクール説明会」等への参加

ア 新たに就学を希望する児童生徒（以下、「転入学希望者」という）の保護者は、毎年2学期に実施予定の「茜島シーサイドスクール事業説明会」等に参加し、就学に必要な情報を収集する。

イ 転入学希望者の在籍学校長は、その理由や目的を保護者と十分協議し明確にする。

(2) 「体験入学」への参加

転入学希望者は、原則として「体験入学」に参加する。転入学希望者の保護者は、在籍校長にその旨を申し出て、「体験入学申込書」を防府市教育委員会に提出し、教育委員会の「体験入学許可証」により見学日を決定する。

(3) 就学申請

転入学希望者の保護者は、在籍校の校長を経由し、防府市教育委員会に「茜島シーサイドスクール事業就学申請書」（様式第1号）を毎年12月中旬から1月上旬までに提出する。

(4) 事前審議

ア 野島小・中学校の校長は、第2号により体験入学に参加した転入学希望者について「体験入学報告書」を作成し、在籍校の校長に送付する。

イ 在籍校の校長は、校内委員会において、「体験入学報告書」を踏まえ、転入学希望者の就学が適正かどうか審議した上で、「校内就学指導資料」を作成し、「体験入学報告書」を添えて防府市教育委員会に提出する。

(5) 審査

防府市教育委員会は、「体験入学報告書」及び「校内就学指導資料」に基づき審査の上、就学が適正と認めた場合は、「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」（様式第2号）により、就学が適正と認められなかった

場合は、「茜島シーサイドスクール事業就学却下通知書」（様式第3号）により転入学希望者の保護者に通知し、その旨を在籍学校長及び野島小・中学校長に連絡する。

（6）期間

前号による「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」の有効期限は当該年度末までとする。

（7）就学学校の変更手続許可

第5号により「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」が通知された保護者は、防府市立小・中学校学区外就学取扱要領（昭和58年4月1日制定）により、就学学校の変更手続を行う。

（就学継続の申請）

第5条の2 就学の継続希望の手続は次のとおりとする。

（1）継続申請

茜島シーサイドスクール事業により野島小・中学校へ就学している児童生徒の保護者は、翌年度の就学について、継続の希望の有無を「茜島シーサイドスクール事業就学申請書」（様式第1号）により毎年1月末までに野島小・中学校長を経由し、防府市教育委員会に提出する。

（2）校内審議

野島小・中学校の校長は、校内委員会において、当該児童生徒の就学が適正かどうか審議し、防府市教育委員会に報告する。

（3）審査

防府市教育委員会は、前号の報告に基づき審査の上、継続が適正と認められた場合は、「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」（様式第2号）により、継続が適正と認められなかった場合は、「茜島シーサイドスクール事業就学却下通知書」（様式第3号）により該当児童生徒の保護者に通知し、その旨を野島小・中学校長及び通学すべき通学区域の小、中学校長に連絡する。

（4）期間

前号による「茜島シーサイドスクール事業就学許可書」の有効期限は前条第6号に準ずる。

(5) 就学学校の変更手続

就学学校の変更手続は前条第7号に準ずる。ただし、第3号により「茜島シーサイドスクール事業却下通知書」が通知された児童生徒は、次の4月1日に防府市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和二十九年一月二十五日教育委員会規則第三号）に定める通学区域の小、中学校へ転校する。

(就学の取消し)

第6条 第5条及び第5条の2により許可された児童生徒が、就学許可後において、申請の事実と異なったり、この制度の趣旨に添わない事実が生じたりした場合は、許可を取り消すことがある。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、茜島シーサイドスクール事業等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし第5条の規定は平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（宛先）防府市教育委員会教育長

保護者氏名

茜島シーサイドスクール事業就学申請書

茜島シーサイドスクール事業に係る野島小・中学校への就学について、下記のとおり申請します。

記

申請	区分	新規 ・ 継続
	就学校・新学年	防府市立野島 学校 () 学年
児童・生徒	ふりがな 氏 名	
	生年月日・性別	年 月 日 性別 (男 ・ 女)
	在籍校・現学年	防府市立 学校 () 学年
	通学区域の学校・ 新学年	防府市立 学校 () 学年
保護者	住 所	防府市
	氏名・続柄	続柄 ()
	連 絡 先	(自宅・携帯・その他)
理由		

年 月 日

様

防府市教育委員会

教育長



茜島シーサイドスクール事業就学許可書

茜島シーサイドスクール事業に係る野島小・中学校への就学について、審査の結果、適正と認められたため、下記のとおり許可します。

記

許可内容	区 分	新規 ・ 継続
	就学先・新学年	防府市立野島 学校 () 学年
	就 学 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
児童・生徒	氏 名	
	生年月日・性別	年 月 日 性別 ()
	在籍校・現学年	防府市立 学校 () 学年
遵守事項	<p>1 就学期間は、原則として、年度当初から1年の通年通学とする。</p> <p>2 通学方法は渡船通学とする。(渡船通学に必要な事項は防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付要綱に定める。)</p> <p>3 就学する児童・生徒及び当該保護者は、防府市に住所を有し居住していること。</p> <p>4 保護者は、児童・生徒が従前の通学区域を越えて通学することから、登下校における安全の確保に対する配慮が特に必要であり、自宅から、三田尻港棧橋までの送迎は保護者の責任で行うこと。</p> <p>5 保護者は、学校の指導體制や地域の支援体制に協力すること。</p> <p>6 従前の通学区域に基づく学校以外の学校に通学するという特殊事情から、身体的精神的状況がこれに耐えられることが前提であること。</p> <p>7 就学は、原則として、年度当初からとする。</p>	

※ 新規・継続にかかわらず、就学学校の変更にあたり、防府市立小・中学校学区外就学取扱要領第3条により「就学学校変更許可願」を提出してください。

様

防府市教育委員会
教育長



茜島シーサイドスクール事業就学却下通知書

茜島シーサイドスクール事業に係る野島小・中学校への就学について、審査の結果、適正と認められなかったため、下記のとおり通知します。

記

審査結果		却下	
児童・生徒	氏名		
	生年月日・性別	年 月 日	性別（ ）
	在籍校・学年	防府市立	学校（ ）学年
	通学区域の学校・新学年	防府市立	学校（ ）学年
理由			